

自転車ルール・マナー問題集

正しいものについて口内にしるしを付けてください。

問 1

自転車は原則、車道の左側端を通行しなければならないが、右図の標識がある場合や車道を通行することが危険な場合などは、歩道を通行することができる。



問 2

自転車で歩道を通行するときは、歩道の左側端を、すぐに停止することができる速度で進行しなければならない。



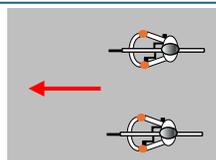
問 3

自転車で信号のある交差点を通行するとき、車道を通行する場合は車両用の信号に従い、横断歩道を通行する場合は歩行者用信号に従わなければならない。



問 4

狭い道路では、自転車は横に並んで走行してはいけないが、広い道路であれば、横に並んで走行してもよい。



問 5

スマートフォンを持って、電話をしたり、画面を見ながら自転車を運転してはならない。



問 6

右図の標識がある所では、必ず一時停止して、安全を確かめなければならない。



問 7

夜間、自転車に乗るときは、ライトをつけなければならないが、夜間でも街灯や店舗の照明等で明るい場所であれば、つけていなくてもよい。



問 8

石川県で自転車に乗るときは、自転車保険への加入しなければならない。

問 9

自転車を運転していて歩行者や自動車とぶつかる事故を起こしたとき、怪我の程度が軽ければ、警察には通報せず、相手と連絡先を交換すればよい。

問10

2026年4月から、自転車で交通違反をした場合、青切符といわれる書類で処理され、反則金を納める制度が開始される。

自転車ルール・マナー問題集

問題と解説

問 1

自転車は原則、車道の左側端を通行しなければならないが、右図の標識がある場合や車道を通行することが危険な場合などは、歩道を通行することができる。



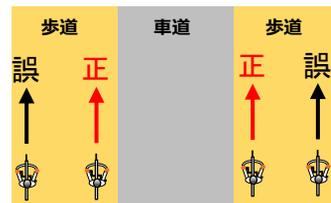
正

自転車は原則、車道の左側端を通行しなければいけません。日本では、車両は左側通行であり、自転車も左側通行となります。ですが、以下のような場合は、例外的に歩道を通行することができます。

- ・ 図の標識がある場合
- ・ 13歳未満、70歳以上の者が運転する場合
- ・ 道路工事等で車道の左側端が通行できない場合
- ・ 車道の幅が狭い、自動車等の通行量が多いなど、車道を通行することが危険な場合

問 2

自転車で歩道を通行するときは、歩道の左側端を、すぐに停止することができる速度で進行しなければならない。



誤

歩道を通行する場合は、歩道の中央から車道寄りの場所を通りましょう。右図のように自転車が走る場所が決まっている所では、決められた場所を通りましょう。また、歩道を通行する場合は、すぐに停止出来る速度で走りましょう。



問 3

自転車で信号のある交差点を通行するとき、車道を通行する場合は車両用の信号に従い、横断歩道を通行する場合は歩行者用信号に従わなければならない。



正

自転車で、車道を通って信号のある交差点を通行する場合は、車両用信号に、横断歩道を通る場合は、歩行者用信号に従いましょう。

ただし、歩行者用信号に「歩行者・自転車専用」と書いてある場合は、この信号に従いましょう。



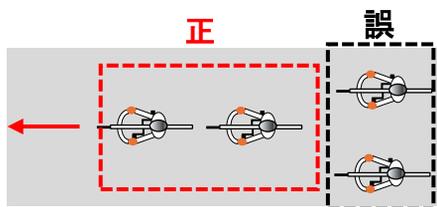
「歩行者・自転車専用」

自転車ルール・マナー問題集

問題と解説

問4

狭い道路では、自転車は横に並んで走行してはいけないが、広い道路であれば、横に並んで走行してもよい。



誤

自転車は横並びで走行してはならず、複数の自転車がある場合は、縦に並びましょう。横並びでは、自動車や歩行者を巻き込んだ事故を起こす可能性があります。また、自動車や歩行者の通行するスペースが狭くなり、危険な場合があります。

問5

スマートフォンを持って、電話をしたり、画面を見ながら自転車を運転してはならない。

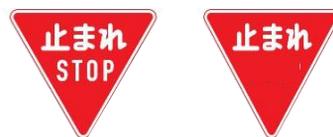


正

スマートフォン等を持って電話をしたり、画面を見ながら自転車を運転してはいけません。また、スマートフォン等をハンドルに固定するなどしても、画面を見たり操作しながら運転してはいけません。

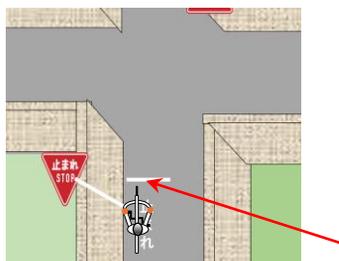
問6

右図の標識がある所では、必ず一時停止して、安全を確かめなければならない。



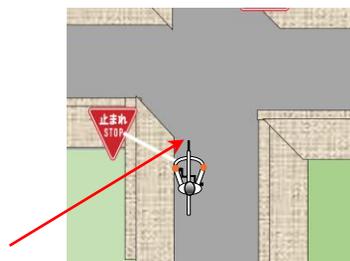
正

この標識は、「一時停止」の意味があります。この標識がある場所では、道路に白線がある場合は白線の手前で停止、白線がない場合は交差点の直前で停止し、安全を確認しなければいけません。



停止位置

停止位置は、停止線の直前



停止線がなければ、交差点の直前で停止

自転車ルール・マナー問題集

問題と解説

問7

夜間、自転車に乗るときは、ライトをつけなければならないが、夜間でも街灯や店舗の照明等で明るい場所であれば、つけていなくもよい。



誤

夜間は、明るい場所でもライトをつけなければいけません。
自転車のライトは、道を照らすだけでなく、他の人や自動車などから、自転車がいることに気づいてもらいやすくなります。
夜間以外でも、天候などで視界が悪いときもライトをつけて運転しましょう。

問8

石川県で自転車に乗るときは、自転車保険への加入しなければならない。



正

石川県では、自転車に乗る場合は、自転車保険に入ることが義務となっています。
自転車の持ち主が入る保険以外にも、学校や職場で入る保険や自転車保険以外の保険のオプションで保障されるものなどもあります。
保険の加入状況を確認してみましょう。

問9

自転車を運転していて歩行者や自動車とぶつかる事故を起こしたとき、怪我の程度が軽ければ、警察には通報せず、相手と連絡先を交換すればよい。



誤

交通事故に遭った場合は、警察に通報（110番）しなければいけません。
怪我人がいる場合は、119番に電話しましょう。
通報後は、歩道などの安全な場所で警察官や救急隊の到着を待ちましょう。

問10

2026年4月から、自転車で交通違反をした場合、青切符といわれる書類で処理され、反則金を納める制度が開始される。



正

自転車の交通違反に対して、青切符による処理が行われた場合、反則金を納めることで、裁判などを受けずに手続きが終了となる制度です。
反則金は、スマートフォン使用12,000円、一時不停止・無灯火5,000円、並進3,000円等です。
飲酒運転などの悪質・重大な違反は、裁判を受けたり、罰金を科される場合があります。